

寿楽陽光苑外部サービス利用型指定特定施設 入居者生活介護重要事項説明書

1. 当外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護寿楽陽光苑が提供するサービスについて、厚生省令第37号に基づき、当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

事業主体

名 称：社会福祉法人 三重福社会
所在地：三重県四日市市西坂部町 1127
代表者氏名：理事長 伊 藤 忠 彦
電 話：059-331-5183

ご利用施設

名 称：外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護寿楽陽光苑
所在地：三重県四日市市大字泊村 1050-13
施設長名：上野山 貴久
電 話：059-345-0208 F A X：059-345-0206

2. サービスの内容

(1) 基本サービス

(ア) 特定施設サービス計画の立案・作成

計画書の立案・作成は、施設内の介護支援専門員「ケアマネージャー」が行います。

サービス計画書に沿ったサービス提供。日常生活を営む上での、必要な生活援助及び生活相談。

(イ) 特定施設サービス計画を作成したときは、利用者へ交付します。

(ウ) 他の特定施設従業者との連携を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービス提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者について解決する課題を把握します。

(オ) モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行います。

(2) 利用者の安否の確認事業所の従業者により、利用者の日常の心身の状況、生活状況を常に気配りいたします。

(3) 生活相談等生活相談員をはじめ従業者が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

3. 受託居宅サービス

特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、療養、その他日常生活上の支援について、下記サービスにつき事業所が委託する指定居宅サービス事業者により提供します。

(1) 訪問介護

陽光苑 第二ホームヘルプサービス
三重県四日市市大字泊村 1050-13

(2) 通所介護

南部陽光苑デイサービスセンター
三重県四日市市河原田町字西台 2146
第二陽光苑デイサービスセンター
三重県四日市市波木町字長坂 1168-4

(3) その他の介護保険事業所

【利用者及び家族が要望される施設】

指定通所介護 指定訪問介護 指定訪問リハビリテーション 指定通所リハビリテーション
(指定居宅サービスは、利用者の希望や心身の状況等に応じて事業所がその都度委託する事業者より提供します。)

① 食事

朝食 7:30～

昼食 12:00～

夕食 17:30～

食事介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

② 入浴介助は、原則として、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

③ その他日常生活上の更衣、排泄、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い等の介護は特定施設サービス計画に沿って介護を行います。

④ 事業者は、サービス提供にあたって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。なお、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録します。また、身体拘束廃止マニュアル、身体拘束改善計画、身体拘束廃止推進委員会により身体拘束廃止に向けて努めます。

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。必要に応じて、特定施設サービス計画に沿って受託居宅サービスにて対応します。従業者へ相談してください。

⑥ 健康管理

1 嘱託医として、内科は中村内科循環器科クリニックより往診にお越しいただいておりますが、先生の指示によっては他の医療機関へ受診していただく場合もございます。(送迎有り)

2 往診日は、毎週金曜日です。

(都合により変更させていただく事もございますのでご了承下さい。)

3 嘱託医指示以外の受診は、送迎できない場合がございますのでご了承下さい。

【施設及び家族様での対応が困難な場合は介護タクシー等を利用して頂きます。実費】

4. その他のサービス

入居に関する誓約書の規定によりますので、ご参照ください。

① 利用料金【保険が適用される基本料金（報酬告示関係 1単位：10,270円）】

外部特定施設生活介護及びその他の介護サービス料は、サービス利用票及び別表を参照ください。

(ア) 預り金の出納管理に係る費用

月額1,000円（預金・小口現金の管理、年金等収入の管理、諸々費用の支払等に係る出納管理費、諸々費用の支払等に係る人件費及び燃料費）

(イ) その他実費、おむつ代、洗濯代、外部委託サービス昼食代、理美容代等

(ウ) 記録等の複写物に関する費用

サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額は、1複写につき10円です。

※ 支払方法は、当月請求額を毎翌月に利用者名義の口座よりお支払いいただきます。

(金融機関が休業日の場合は、翌営業日となります。)

5. サービス内容に関する相談・苦情

① 利用者相談・苦情窓口

苦情受付担当者 松本 和也

苦情解決責任者 上野山 貴久

電 話 059-345-0208

F A X 059-345-0206

※当施設以外の相談・苦情対応窓口は下記となります。

相談・苦情対応窓口

《市町》

市町名	所属部・課・係	電話番号	FAX 番号
四日市市	健康福祉部 介護・高齢福祉課 管理係	059-354-8425	059-354-8280
桑名市	保健福祉部 介護高齢課	0594-24-1489	0594-24-3133
鈴鹿市	健康福祉部 長寿社会課 長寿社会グループ	059-382-7935	059-382-7607
亀山市	健康福祉部 長寿健康課 高齢者支援グループ	0595-84-3312	0595-82-8180
いなべ市	福祉部 介護保険課	0594-78-3518	0594-78-1114
東員町	福祉部 長寿福祉課 高齢福祉係	0594-86-2823	0594-86-2851
菰野町	健康福祉課 介護高齢福祉係	059-391-1125	059-394-3423
朝日町	保健福祉課	059-377-5659	059-377-2790
川越町	町民保険課	059-366-7115	059-365-5380

《広域連合》

名称	電話番号	FAX 番号
鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 指導グループ	059-369-3205	059-369-3202

《三重県国民健康保険団体連合会》

名称	電話番号	FAX 番号
三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課	059-222-4165	059-222-4166

《三重県》

名称	電話番号	FAX 番号
三重県医療保健部長寿介護課 施設サービス班	059-224-2235	059-224-2919
三重県医療保健部長寿介護課 居宅サービス班	059-224-2262	059-224-2919

令和 年 月 日

当事業所の外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護にあたり、利用者に対して契約書並びに契約書別紙および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

施設所在地 三重県四日市市大字泊村 1050-13

施 設 名 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護寿楽陽光苑

説 明 者 役 職 印

利用者並びに保証人は、契約書並びに契約書別紙および本書面により、事業者から外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 印

保証人 住 所

氏 名 印